

建設上下水道常任委員会会議録

平成27年5月15日

北 見 市 議 会

午前10時00分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから建設上下水道常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(置田局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 開会前にも申し上げましたが、本日は4月1日付で組織機構の変更がありましたので、まず部局ごとに変更内容を中心に所管事項の説明を受け、その後改めて報告案件に入ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時01分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、都市建設部の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(佐藤部長) おはようございます。それでは私から、都市建設部の組織機構について説明させていただきます。

委員会資料1ページから2ページをごらんください。委員会資料1ページ、中列上段の総務課から下段の公園緑地課まで4課1主幹を所管いたします次長と、2ページ中列上段の都市計画課から地図地籍を担当する主幹の3課1主幹を所管いたします次長の2名と、都市再生にかかわる事業の用地取得補償を所管する参事をあわせまして、全体で7課2主幹から成り、26名の係長で組織する体制となっております。

今回の組織機構改革に伴う変更箇所は、職名を太字で示した箇所となっております、住宅債権主幹を必置

主幹とするとともに、土木課と用地課を統合し、土木課に道路用地係、受託用地係を置いたほか、道路管理課に地籍係、地図情報係を置き、あわせて地図地籍を担当する主幹を配置したところでございます。また、総務課では、住宅管理担当を公営住宅管理係に、土木課では工事第1担当を街路係に、工事第2担当を道路係に変更し、わかりやすい名称としたところでございます。

次に、都市建設部の事務分掌についてご説明申し上げます。委員会資料3ページをごらんください。都市建設部の事務分掌は、(1)の都市計画の総合調整に関する事項から、(6)の公園、緑地及び緑化に関する事項となっております。なお、都市建設部に所属する課等の事務分掌、また各係の事務分掌については、資料4ページから10ページのとおりでありますので説明は省略させていただきますが、これらにつきましても機構改革に伴う変更箇所は太字で示した箇所となっております。引き続き次長職の事務分担について各担当次長、参事から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○(藤吉次長) おはようございます。それでは、まず私が担当しております事務分担についてであります。委員会資料3ページに記載のとおり都市計画課、土木課、道路管理課、都市建設部主幹を担当しております。

以上で、私からの説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○(松本次長) 次に、私が担当しております事務分担について説明させていただきます。私が担当しておりますのは、委員会資料3ページに記載のとおり総務課、住宅債権主幹、建設指導課、建築課及び公園緑地課となっております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○(椎名参事) おはようございます。次に、私が担当いたします事務分担について説明させていただきます。私が担当いたしますのは、委

員会資料3ページに記載のとおり、都市再生にかかわる事業の用地取得、補償となっております。

以上で、私からの説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時07分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総合支所建設課の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(似内総合支所長) それでは、私から端野総合支所の組織機構について説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。今回端野総合支所においては組織機構の変更は行わず、従前同様総務課以下5課、15係、総勢44名の構成となっております。建設課は課長1名、係長3名、係員6名の10名体制でございます。なお、建設課の事務分掌、また各係の事務の内容については、資料4ページに記載の従前どおりの内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。また、資料7ページから8ページに北見市全体の組織機構図を記載しております。

以上で、私からの説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(小笠原総合支所長) 続きまして、私から常呂総合支所の組織機構について説明させていただきます。

委員会資料2ページをごらんください。常呂総合支所におきましても組織機構の変更は行わず、従前

同様総務課以下5課、17係、総勢48名の構成となっております。建設課は課長1名、係長5名、係員6名の12名体制でございます。なお、建設課の事務分掌、また各係の事務の内容については、資料5ページに記載の従前どおりの内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、私からの説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(赤間総合支所長) 続きまして、私から留辺蘂総合支所の組織機構について説明させていただきます。

委員会資料3ページをごらんください。留辺蘂総合支所におきましても組織機構の変更は行わず、従前同様総務課以下7課、17係、総勢62名の構成となっております。建設課は課長1名、係長3名、係員8名の12名体制でございます。なお、建設課の事務分掌、また各係の事務の内容については、資料6ページに記載の従前どおりの内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、私からの説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願ひます。

○(森部委員) 組織機構のことについてどうのこのという質問ではないのですけれども、今各総合支所長から変更はないということをお話を聞きました。そこも理解できています。ただ、留辺蘂総合支所で1点だけ確認しておきたいのですが、3ページの組織機構図を見ると建設課課長以下、土木係長、管理係長、上下水道係長というようになっています。だけれども、我々議員に職員名簿というのが配られていますね。この建築課の順番は管理、土木、上下水道なのです。だから、この位置づけというのか、順番、順位づけというのは多分あると思うのです。それが、職員課が出している職員名簿が間違えているのか、建設課が出しているこの組織機構の順位というのか、配列が間違えているのか。まずこの辺を

はっきりしてほしいと思うのです。職員名簿と組織の順番が違いますから。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時21分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます

○(赤間総合支所長) 森部委員から、課の係の順番が違っているのではないかというご質問でしたが、北見市組織規則にのっとった順番で記載をさせていただいております。それで、職員名簿との違いについてですので、職員課のほうと確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○(森部委員) 赤間総合支所長からご答弁をいただいて、組織規則にのっとって記載をされているということで、資料的には問題ないということは十分今私ども理解できました。ただ、この職員課が出している職員名簿については、記載の仕方については誤りがあるということで、もう総務教育常任委員会も終わってこの組織図でやられているということであれば、多分全体の組織図と委員会に出される資料は間違いのないだろうと思うのですが、職員名簿は幅広く職員にも配られ、我々議員にも配られている資料ですから、やはりきちんと議会として、委員長から正式に正副議長を通してでも手続をとって名簿の訂正についてはしてもらわないと、基本となる職員名簿を見て我々はどの担当、どこの課ということで仕事をするわけですから、やはりその辺は議会としてきちんと申し入れをしていただきたいと思います。

○(隅田委員長) ただいま森部委員からありましたように、当委員会としてそういう意見があるということで訂正するような形で話をしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で総合支所建設課の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局の所管事項を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(今 局長) それでは、私から上下水道局の組織機構につきまして説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。初めに、今回の組織機構の主な変更点等についてでございますが、昨年9月の定例会に名称を企業局から上下水道局に変更する条例改正案を提案させていただき、12月に議決をいただきました。その後、広報紙やホームページ等を活用し名称変更の事前周知に努め、この4月1日から上下水道局としてスタートさせていただきました。

次に、組織についてでございますが、こちら昨年12月に料金センター業務の委託拡大に伴う補正予算の議決をいただき、ことし1月に委託拡大に伴う諸手続を行い、4月1日に上下水道料金センターを設置し、検針業務から収納業務全般について業務委託をしたところでございます。このことに伴いまして料金センターを廃止し、委託後に残る業務に対応するため、総務課に料金係を配置したところでございます。

また、組織機構全般では、市長部局に倣い課内事務担当制、いわゆるスタッフ制から係制へ移行し、係の名称につきましても担当する業務がわかりやすいものとなるよう一部変更も行ったところでございます。

次に、上下水道局の事務分掌について説明させて

いただきます。

資料3ページをごらんください。上下水道局の所管事業及び業務、事務内容につきましては、1の水道及び簡易水道事業から3の公営企業管理者が事務委任を受けて行う事務までとなっておりますが、説明は省略させていただきます。なお、当局に所属する課の事務分掌、各係の事務の内容につきましては、資料5ページから11ページに記載のとおりであり、組織機構の見直し等に伴う変更箇所については、太字で示した箇所となっております。また、上下水道局に設置しました主幹につきましては、6ページから7ページに記載の水道課の事務の欄のうち、(13)、配水管の維持管理、修繕に関することから、(26)、異常水量の認定に関することまでの事務を担当させ、水道課維持係、設備係、検査係、メーター係に所属する職員を指揮監督させることとしております。その他につきましては、説明を省略させていただきます。

引き続き、参与及び各次長の事務分担につきまして説明させていただきます。資料4ページをごらんください。各総合支所に配置する上下水道局参与の担任事務につきましては、各総合支所長を局参与に併任し、総合支所における実施計画の策定並びに災害及び事故対応等に関する調整事務を掌理することとしております。各次長の事務分担につきましては、担当次長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○(清水次長) それでは、まず私が担当しております事務分担についてご説明をさせていただきます。

委員会資料4ページ中段に記載のとおり、経営企画課、総務課の事務、また各総合支所の上下水道課のうち経営企画課、総務課に関する事務について担当しております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○(浦澤次長) 次に、私が担当しております事務

分担について説明させていただきます。

私が担当しておりますのは、資料4ページに記載のとおり水道課、上下水道局主幹、下水道課、浄水場、浄化センターの事務、また各総合支所上下水道課のうち、上記5課等に関する事務について担当しております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 土木課のほうでは、市民にわかりやすいようにということで工事のところ、第1係と第2係というのをなくしてわかりやすくなったのですが、水道課の工事第1係と第2係、これはどういう関係の分けになっているのか教えてください。

○(森部委員) 先ほども建設部のところで私質問したのですが、この上下水道局の事務分掌、組織機構図の中でも職員名簿と順位が違うのと。多分今上下水道局の説明された事務分掌のほうが良いのかという感じがしますので、改めてもう一度確認しますけれども、下水道、水道の課も設備、管理だとかいろいろある順位、順番が、職員名簿と組織機構図とは違うので、それを改めて上下水道局の今説明された内容が正しくて、我々に配られている職員名簿が誤りだという、再度その確認をさせてください。

○(清水次長) 初めに、森部委員からご指摘のありました件につきましてですが、機構につきましては企業局が定めております組織規程に基づいた形の組織でございます。なお、職員名簿につきましては、職員課のほうから我々に確認を求められておりましたけれども、その辺のことについては再度チェックできなかったということでありますので、機構上に直していただくよう、職員課のほうに申し入れたいと思います。

以上でございます。

○(森部委員) 議事進行なのだけれども、今清水

次長が答弁された内容はわかるのだけれども、これが職員課から言われたからチェックをして、それが確認できなかったということになると、職員課の間違いでなくて、現場上下水道局が確認したけれども、そのチェックが甘かったからこうなったのだということになると、先ほどの都市建設部との答弁の整合性がとれなくなるので、ここは委員長整理してください。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（清水次長） 先ほど、再度森部委員から指摘のありました件につきましては、委員会資料のほうが正しいこととあります。なお、職員名簿等については、先ほどの都市建設部同様に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○（黒川課長） 先ほどの中崎委員からの工事第1係、第2係の分けについてでございますけれども、水道事業の設計、施工に関しては工事第1係、簡易水道に関しましては工事第2係で担当してもらっております。

以上でございます。

○（中崎委員） 都市建設部のほうではわかりやすいようにということで、道路と歩道を分けて第1、第2というのをやめているのですね。今聞いたら、内容的に市民にわかりやすいということでは、簡易水道と水道事業の名称で分けてもいいのではないかと思います。次に何か直すときには配慮いただきたい。意見です。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で上下水道局の所管事項を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部からの報告5件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（佐藤部長） それでは、補足説明に入ります前に、私から本日の案件の主な点につきましてご説明させていただきます。

初めに、第二観月橋についてでございますが、第二観月橋の橋梁点検の詳細結果についてご報告をさせていただきますと思います。

次に、川東臨時雪堆積場についてでございますが、川東臨時雪堆積場への搬入路が損傷し、補修が必要になったことのご報告をさせていただきますと思います。

次に、北見市都市公園条例についてでございますが、都市公園の管理につきまして、現状と課題及び今後の取り扱いについてご説明をさせていただきますと思います。

次に、建築基準法等の改正についてでございますが、建築基準法等の改正並びにこれらに伴い改正を要します市条例についてご説明をさせていただきます。

次に、北海道横断自動車道についてでございますが、平成27年度北海道開発関係予算において、本市の端野から美幌町高野間の計画段階評価を進めるための調査を実施することになりましたので、その内容についてご報告をさせていただきますと思います。

私からは以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長よりご説明させていただきます。

○（片桐課長） それでは、私から2、第二観月橋

についてと、3、川東臨時雪堆積場について、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料13ページをお開き願います。(1)、調査概要でございますが、昨年8月25日の本委員会において第一観月橋の落橋について報告させていただきました。その際、同時期に築造された第二観月橋についても詳細に調査する必要があるということで、平成26年9月24日から平成27年3月10日の委託期間で、安全性を確認するため橋脚のフーチング形状、安定度並びに上部工、下部工等の橋梁健全度の調査を行いました。表中の調査結果ですが、橋脚安定度の中で基礎底面の定着位置、右岸側橋脚根入れ長が2.0メートル以上必要なところ、1.06メートルしか確保されていません。また、鉛直支持力照査では同じく右岸側橋脚の許容底版下面支持力が744.8キロニュートンのところ、966.4キロニュートンがかかっており、支持力が足りないという計算結果になりました。

委員会資料15ページをお開き願います。上段の横断図にP3と表示されている橋脚が右岸側橋脚になります。このことにより、レベル1地震時及び河川増水時には、第一観月橋と同じような現象が起りうる可能性が想定されます。

次に、橋梁健全度ですが、委員会資料16ページをお開き願います。左下に橋梁健全度算定表をお示していますが、平成20年度点検時と平成26年度の点検結果を比較すると劣化が進行していることがわかります。

資料14ページにお戻りください。次に、(2)、河川管理者との協議内容ですが、この点検結果をもとに河川管理者との協議では、第二観月橋は構造令施行前に架橋されたものであり、経過措置の既存施設の扱いになっていることから、橋脚の補強等を行うことは工作物設置許可基準の審査を満足しないことが考えられるとの協議結果となりました。

次に、(3)、今後の方針でございますが、河川管理者との協議結果により橋脚の補強等を行うこと

は基準審査を満足しないことが考えられるため、新橋梁を築造する場合は無加川左岸堤防から常呂川右岸堤防を結び、常呂川と無加川を横断する延長350メートルの歩道橋となり、第二観月橋の撤去費用を含め工事費は約8億円となる見込みであります。第二観月橋については、通行どめを継続した上で今後もパトロール等により状況経過を観察し、河川管理者である北海道開発局網走開発建設部北見河川事務所と撤去時期について協議を行う予定であります。

次に、委員会資料17ページをお開き願います。3、川東臨時雪堆積場についてですが、北見市として例年東部地区春光町雪堆積場と西部北上地区雪堆積場の2カ所を開設しておりましたが、昨年の大雪により西部北上地区雪堆積場が1月5日に定量となり閉鎖したため、1月4日から西部臨時東相内地区雪堆積場を開設し市民に開放しておりましたが、たび重なる降雪により2月4日に閉鎖し、川東臨時雪堆積場を2月5日に日中の8時30分から19時の間で一般の方々に開設させていただきました。あわせて、東部地区春光町雪堆積場の残容量が少なくなってきたことから、2月6日より日中の受け入れを中止し、夜19時から翌朝8時30分までの夜間専用とさせていただきます。北見市の排雪事業は、夜間の作業になることから、西部北上地区及び東部地区春光町の雪堆積場を使用していましたが、西部北上地区の閉鎖、東部地区春光町雪堆積場の残容量不足により、川東臨時雪堆積場を使用することとなりました。

委員会資料18ページをお開き願います。図面中央に川東臨時雪堆積場への搬入経路をお示ししておりますが、一般市民向け、日中使用は図青矢印で示しているとおり南岸通りより東4号線から搬入し、排雪後東4号線に戻り南岸通りへ戻る経路で使用していましたが、北見市の排雪事業では夜間使用になることから、東4号線沿いの住宅地に配慮し、図赤矢印で示しているとおり北見大橋から堤防を走行し搬入を行い、帰りは川東パークゴルフ場横の河川敷道路を経由し若松大橋から出ていく経路で行いまし

た。2月及び3月の排雪ダンプの通行により、右岸堤防天端道路の図、河川敷道路のの写真のとおり舗装が損傷してしまいました。この場所につきましては、川東パークゴルフ場利用者や歩行者が多く利用する場所でもあり、通行に支障を来している状況であります。現在管理者である網走開発建設部北見河川事務所と協議を行っており、諸手続を行い北見市で補修することとなります。また、予算につきましては早急に補修する必要があることから、既定予算を一時流用し補修工事を発注させていただき、今後改めて補正予算を計上させていただきたいと思っております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○(中野課長) それでは、4、北見市都市公園条例について、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料19ページをお開き願ひします。(1)、現状についてでございますが、近年都市公園の管理につきましては、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応する必要が生じてきております。現在北見市の都市公園の管理につきましては、委員会資料20ページの北見市都市公園条例、第7章指定管理者による管理の条項に基づき、指定管理による管理を一部行っております。その中で、第23条第1項第3号により、東陵公園では有料公園施設部分、野球場、庭球場、球技場、陸上競技場のみが指定管理者に行わせることができるとなっており、同一公園で指定管理部分と業務委託管理部分が混在し、業務の効率化などが図られておらず、利用者の皆さんにもわかりづらい管理状況となっており、条例の一部改正が必要となっております。

次に、(2)、改正内容についてでございます。条例第7章の指定管理者による管理につきましては、民間事業者などが有するノウハウにより住民サービスの質の向上を図り、公園の設置目的を効率的に達成するために制定されてはいますが、先ほどの同

一公園で管理状況が混在している状況を解消するため、また現在は条例第23条第1項により、(3)に記載してありますフラワーパラダイス、緑ヶ丘公園、そして東陵公園が定められているため、今後においてその他の都市公園についても状況に応じて指定管理者による管理が行えるような内容に条例を改正する必要があります。

次に、(4)、今後のスケジュールですが、他市の都市公園条例を参考にいたしまして、北見市都市公園条例の改正についてまとめ次第、改めて議会のほうに提案をさせていただきたいと思ひます。

以上で、北見市都市公園条例についての説明を終わらせていただきます。

○(小原課長) それでは、私から5、建築基準法等の改正について、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料21ページをお開きください。主な内容は、建築基準法等の改正概要及びこれら改正法令等に伴い改正を要します市条例についてでございます。

初めに、資料上段(1)の建築基準法等の改正概要についてでございますが、今般1にあります、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するための改正建築基準法施行令や、2の都市における施設立地の適正化を図るための改正都市再生特別措置法、改正都市計画法、改正建築基準法、また3にあります、より多くの住宅取得者が住宅性能の情報を得られるための改正住宅性能表示制度が公布され順次施行されており、これらの改正法令等に伴い、北見市の条例のうち改正が必要となるものが下段、(2)にお示しした3つの条例でございます。

次に、資料22ページの(3)、北見市手数料条例の改正についてをござんください。ここでは、北見市手数料条例で改正が必要となる5つの概要を載せております。

1つ目ですが、1の既存建築物の移転制限除外範囲認定申請手数料の新設がござんいます。上段の図を

ごらんください。建築物の同一敷地内の移転とほかの敷地への移転のうち、右側のようにほかの敷地へ移転する場合、改正前は新築扱いとなり、旧基準で建てられた既存不適格の建物は、現行規定に適合する改修を必要としましたが、改正後は右側の下の網掛けのとおり、市が支障がないと認定する場合は、そのまま移転することが可能となる新たな認定制度が規定されたことから、認定申請の手数料の新設が必要となります。

次に、中段2、構造計算適合性判定に関する手数料の削除がございます。鉄筋コンクリート造で20メートルを超える建物や鉄骨造で4階建て以上の建物などの建築確認については、高度な構造計算が要求され、北見市の審査のほか指定機関等の構造計算適合性判定が必要です。改正前は上の図の右側、の網掛けのとおり、判定の依頼は北見市の建築主事が行い、建築主より判定依頼に係る手数料を徴収しておりましたが、改正後は下の図の左側、の網掛けのとおり、建築主が直接判定申請を行いますことから、市の判定依頼に係る手数料の削除が必要となります。

次に、下段3、仮使用認定申請手数料ほかにつきましては、引用条項に係る文言の変更、条ずれの解消であります。

次に、23ページ上段をごらんください。4つ目といたしまして、4の特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料の新設がございます。これは囲みのとおり、改正都市再生特別措置法に伴い、都市計画で定めます特定用途誘導地区内の建築物の高さの最高限度について、その最高限度を超える特例許可の手続は、改正建築基準法に基づくこととされたことから、この許可の申請手数料の新設が必要となります。

5つ目に、5の住宅性能評価を活用した長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の追加がございます。これは、改正住宅性能表示制度による住宅性能評価の必須項目と長期優良住宅法にかかわります長

期優良住宅建築等計画認定の技術的審査項目がおおむね一致することとなったことから、住宅性能評価を受けた場合についても長期優良住宅に係る認定申請が行えるよう追加する必要があります。

次に、資料中段の(4)、北見市特別用途地区建築条例の改正について及び(5)、北見市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の改正についてですが、改正建築基準法施行令に伴う、引用条項の条ずれの解消であります。

次に、(6)、今後の予定についてでございますが、ただいまご説明いたしました3条例につきまして、直近の議会への上程を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○(津嘉田課長) それでは、私から6、北海道横断自動車道について、お手元の委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料24ページをお開き願います。まず、(1)、概要といたしましては、平成27年4月9日、国土交通省より平成27年度北海道開発局関係予算において、北海道横断自動車道の本市端野から美幌町高野間の計画段階評価を進めるための調査を実施することになりました。計画段階評価を進める区間といたしましては、北海道横断自動車道本市端野から美幌町高野間となっております。

次に、(2)、高規格幹線道路等路線図では、図の右側上段に計画段階評価を進めるための調査区間として、本市端野町から美幌町高野間を赤字で表記するとともに、赤破線で図示しております。

次に、委員会資料25ページをお開き願います。(3)、高規格幹線道路等の事業化に向けた調査の流れについてでございますが、上段の3つ目の枠内がございます概略ルート、構造の検討(計画段階評価を進めるための調査)となっておりますが、今回こちらの調査を実施することとなりました。この調査を終えた後、詳細ルート、構造の検討へと調査段階等を経て、一番下の枠の新規事業化になる流れとなっております。今後も国などの関係機関と事

業化に向けた調整などを図るとともに、地域の皆様のご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（森部委員） 都市公園条例についての説明を中野課長のほうからいただきましたけど、2点確認させてもらいたいものだけでも、最後今後のスケジュールの説明があったときに、まとめ次第、議会上程したいというお話でしたけれども、この資料では平成27年第2回定例会に上程しますというようになっているのだけれども、この定例会前にもまとめれば議会上程してくるのか、その確認です。

あと、20ページの参考の現行北見市都市公園条例の抜粋がありますね。この抜粋で確認したいものだけれども、第23条の2、指定有料公園施設についてはという文言がありますね。この2だけが、ぐっと前側に出ている文字の配列ですが、条例等はそうになっているのかどうか。2、指定有料公園施設についてはというところの数字の2がありますね。特別にこれが第24条の第よりも前に出ているという、この文字の配列はこういう並びなのかどうかということですよ。

それと、あと北海道横断自動車道について津嘉田課長から説明いただきました。やはり端野高野間、これはもっと速度を上げた着工にしたいということで、これはやはり市長が先頭を切って陳情していかねばならない、要請していかねばならない案件なので、その思いはきちんと担当課長から、また部長からも伝えてもらいたいということとは伝えておきます。

そして、その中で赤文字で北見市端野美幌町高野間の計画段階評価を進めるための調査とありますけれども、端野と美幌の間の横棒が横ハイホン棒なのか。正式に国交省から示されているのは横棒なのか、からなのか。これは多分あるはずなのです。この赤

文字が正しいのか、それとも図面上の端野から美幌町が正しいのか。国交省からはどのように示されているのか。その確認だけさせてください。

○（中野課長） ただいまの森部委員からの資料の（4）、今後のスケジュールでありますけれども、予定では平成27年の第2回定例会を目標に上程させていただきたいという予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一点、20ページの参考の条例ですけれども、配列については委員がおっしゃるとおり、一字前に来ておりますので、ちょっと見づらくなっております。それで……

〔何事が呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時02分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（中野課長） 済みません。20ページの参考条例につきましては、記載が間違っております。まことに申しわけありませんでした。

○（津嘉田課長） 先ほど、森部委員から北海道横断自動車道の件につきまして、（1）の概要にございます北見市端野の横棒で美幌町高野間、それと図の中では、北見市端野から美幌町高野間ということで表記があるので、どちらが正しいのかということでもございました。大変申しわけないと思いますが、からが、開発局より提示いただいた正しいものでございますので、大変申しわけございませんでした。

○（中崎委員） 北見市都市公園条例の改正の部分だったのですが、ことし、去年ですか、東陵公園の指定管理者ということで、市外の業者と市内の業者とどっちがという話で市外の業者が落とされた部分だと思うのですが、指定管理者の期間もあることですのでその辺の配慮とか、そういう調整をとって今

これを提案しようとしているのか。その部分はダブってこないのかお聞きします。

○（宮沢委員） 野付牛公園、北見市の歴史ある一番初めの公園だと思うのですけれども、その道路だとか、それからポート乗り場から東陵側のところが簡易舗装になっていて、いまだに整備がされていないのだけれども、その辺の計画というのがあるのかどうか。

また、その野付牛公園側の道路がガタガタで、ポートがあったり小さい子供たち、あるいは妊婦さんもこの公園は非常に利用しているところなので、早急に対応しなければならないというように思いますけれども、どういう計画でやるのか、今後の整備について。

○（森部委員） 私の質問に対しては、それぞれ両課長から答弁がありましたけれども、やはりこの都市公園条例については第2回定例会に上程すると、当委員会できちんと資料として載せている以上は、目標ではなくてやはりきちんと定例会に向けて上程するという事で理解をさせていただきますけれども、この後、資料の記載の仕方が間違えていたということになると、これは条例の書き方というか示し方というか、ルールがあるはずなので、これが間違えているということについてはやはり事務方として疑われますので、参考として我々に資料としてつけている以上、今これが間違えているという答弁でしたから、また改めてどこかの委員会できちんと正しい資料をつけてもう一回説明するのか、その辺の整理というのは必要だと思うのです。ただ間違えていました、済みませんだけでこのままなし崩しという形にはならないので、その辺のきちんとした回答をいただきたい。

それから、北海道横断自動車道について、この表記の仕方について違ったということであれば、端野美幌町間のこの高規格道路がつながるといのは北見市、我々もそうですし市民も含めて念願である事業のはずなので、やはり今当委員会に出されている

資料は公に出ていく資料ですから、そこは十分配慮した、注意をした資料にしていかないと、この部分がただ間違えていたと、表記が違っていたというだけにはならないと思うので、この辺も注意深くきちんと資料として訂正するものは訂正するということですがやはり必要ではないかと思しますので、その辺について説明を求めます。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時10分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（中野課長） 中崎委員からご質問がありましたけれども、東陵公園の部分の指定管理者につきましては、北見市教育委員会のほうで補助執行している状況であります。今回の改正のことにつきましては、要は東陵公園の業務の一元化及び効率的に行うために今回提案している中身でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと、宮沢委員からの野付牛公園の道路の関係でしたけれども、計画には改修計画はありませんけれども、宮沢委員のおっしゃったとおり現状としては結構傷んでいるところもあります。そういうことで現状を把握して今後検討をしていきたいというように思います。よろしくお願いします。

○（松本次長） ただいま中野課長からご答弁させていただきましたが、中崎委員のご質問に対して補足させていただきます。

中崎委員から東陵公園の指定管理についての指定の方法についてご質問がありましたけれども、この指定につきましては課長が答弁させていただきましたが、社会教育部のほうで補助執行して指定管理をしておりますので、今回ご説明している北見市都市公園条例の中身につきましては、指定管理の方法についての改正の内容ではなくて、1つの公園の中で

指定管理している部分と、市のほうで業務委託している部分をなるべく効率よく、指定管理の部分の枠を広げて業務を行いやすくしたいという内容の改正の趣旨でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○（佐藤部長） 森部委員から今回の北見市都市公園条例の参考資料ということで、私どもで出した資料が非常に実際のもので違っているということです。このことにつきましては、やはり条例に関することでございますので正しい資料を後ほど追加資料で出したいと思っておりますし、北海道横断自動車道につきましても、私ども事業が促進されるように今後陳情活動も市長を先頭にやっていくわけでございますので、この辺についても正しい表記に後ほど訂正させていただきますし、やはり今後これが短縮できるように、私どもも事務局としてなるべく早く事業が進むように努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○（中崎委員） 一元化、一体化させるというのはわかるのですが、それであればなぜこの間指定管理を更新するときにきちんとその手続をとらなかったのか。また、指定管理には契約期限があるわけですから、そうしたらそれまで附則をつけて、それ以降のものになるのか。実際、東陵公園では指定管理者が変わって、春先の雪割りとか苦情が大変出ていた、そういう中であって、それを事前に直すのだったら今ではないのだと思うのです。やはり、指定管理を応募する以前に検証しながらその部分をやっていくのが本当で、後追いのことをやっていたらいつまでたってもよくなると思うのです。だから、附則で処理していくのか、その辺きちんと一回答えてください。もう指定管理者の契約が終わっていますから、その年限で切られている話ですから、あえて第2回定例会に上げて附則をつけないと施行していけない話だと思うのです。その辺どのように考えているのか。

○（宮沢委員） 野付牛公園の道路の状況けれども、川東のそういう相当傷んでいる道路以上に非常に悪くがたがたなのです。というのは、川東のほうはパークゴルフやら大人の人が利用するからいいけれども、野付牛公園は小さい子供、赤ちゃん、妊産婦、いろいろなそういう人たちが利用するわけだから、早急に野付牛公園のほうはきちんと整備しなかったら大変なことになるし、それからボート乗り場から向こう側の道路は簡易舗装というか、そのような感じできちんと整備されていないのです。今後については、それはどのように整備していくのか。その辺、きちんと説明していただきたいと思っております。

○（松本次長） ただいま中崎委員から、東陵公園に伴います指定管理の指定の時期と、今検討しております都市公園条例の改正の時期との関連性についてのご質問がございました。

確かに、東陵公園の指定管理につきましては、委員がおっしゃるとおりの状況でございます。この改正時期が時期的に間に合わなかったという状況はございます。ただ、今回検討しております内容につきましては、東陵公園に限らずその他の公園についても、例えば社会教育部で平成28年度から指定管理を行うための業務を今年度中に行うというようにも聞いておりますので、その他の公園についてもこのような内容で一元化を図って指定管理をやるような改正を行おうという検討をしているところでございます。

以上でございます。

○（中野課長） 宮沢委員から野付牛公園の道路について、今後早急にということがありました。それで、現状的には今言われるとおりボート乗り場から手前については改良していますけれども、奥については一部簡易的なところもあります。公園施設長寿命化計画というのがあります。その中で状況を見て変更しながら少しでも早くできるように努めたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮沢委員からの野付牛公園のところの上流部分と下流部分の道路のことについては、貴重な意見として受けとめさせていただいて、検討するような形で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) 今回の案件ではありませんので、そういう意味で意見として受けとめさせていただき

ます。

それでは、理事者の答弁を求めます。

○(松本次長) 中崎委員のご質問に対して、補足をさせていただきたいと思います。

先ほど、東陵公園の現在の指定管理について、仮に条例改正になった場合、その契約の中身をどうするのかというご質問につきましては、指定管理自体を社会教育部のほうで行っておりますので、この辺については今後社会教育部と協議を行って、どのようにしていくかということと協議していきたいと思

います。

また、この資料につきましては、東陵公園を例に挙げて資料の説明をさせていただきましたが、この指定管理の状況については、都市公園全体について今後どうしていくかということの内容を含めて説明させていただいたということですので、どうぞご理解をいただきたく、よろしくお願いいたします。

○(沢合委員) せっかく議題になっていますから、川東の臨時雪堆積場についてですが、今回は堆積場の道路の補修ということでありまして、堆積場については私も言わせていただいているのですが、固定の堆積場は2箇所、そしていっぱいになったらそのたびに臨時の堆積場をつくっていくというのが今のスタイルです。ですけれども、近年雪が相

当多くなっていますから、ことしに限っては土日の雪の搬入が相当多かったと思います。そういうことからすると、臨時ではなくて固定の堆積場をつくってはいかがかというように思っております。秋に除雪計画が出てくるわけですけれども、そのときにはもう固まっているはずですから、その以前に検討をいただきたいというのが本筋でありますので、秋にいい形で出るように、これは求めておきたいと思

います。

○(森部委員) 最後に、私も意見ですけれども、あえて都市公園条例のこと、北海道横断自動車道のこと、資料の不備について指摘させていただきました。今課長たちが一生懸命苦勞して答弁されておりましたけれども、きょう改めて担当係長も入っていますから、自分たちもきちんと資料の見落とし、訂正がないかどうか、委員会に臨む姿勢としてその辺は厳しく自分たちも襟を正してやっていただかないと、これは一向によくないのです。常に私資料の訂正だとか不備だとかというのは、いろいろな委員会等、予算、決算でも指摘させてもらっているけれども、やはりそこは意識を高く持っていただかないと、なかなか厳しくなってきますから、そこだけは強く申しておきますので、よろしく願います。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦勞さまでした。

午前11時26分 閉議
